

た学教第191号
令和4年5月10日

市内各小中学校長 様

たつの市教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた教育活動について

新型コロナウイルス感染症については、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、教育活動を進めていただいているところです。

このたび、たつの市新型コロナウイルス感染症対策本部において、今後の感染症対策については、以下の通りとなりましたので、引き続き感染症対策に十分留意願います。（※下線部が令和4年4月8日付け通知から追記分）

また、各家庭における感染症対策の徹底についても、あらためて注意喚起願います。

なお、今後の感染拡大状況により、対応については、変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 教育活動について（行動基準：レベル1、たつの市フェーズ4 R4.5.9 現在）

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染症対策を実施したうえで教育活動を行う。

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について参照

(2) 校外から大人数を呼び込むような学校行事を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染症対策の徹底を周知する。

※授業参観、体育祭・運動会及び学校水泳等、各校の実態に応じて計画、実施すること。

(3) 修学旅行及び体験活動や校外学習は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染症対策を徹底して実施する。

(4) 下記の感染防止対策を徹底する。

ア 登下校時・出勤時

(ア) 児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場

合等については、特段登校を控えることを求める必要はない。児童生徒本人が陽性者、濃厚接触者、行政検査対象者の場合は、出席停止として扱う。（ただし、今後の感染状況によっては措置を変更する場合がある。）

なお、家族で発熱やのどの痛み等の風邪症状がある場合は、早めに受診するようお願いする。

あわせて、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断した場合は、出席停止として扱うことも可能とする。

- (イ) 登下校時には、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び息苦しさを感ずる場合は、十分な身体的距離の確保や会話をしないなどの感染防止対策をとったうえでマスクを外すように促す。

イ 教育活動時

- (ア) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクの高いとされている学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。

- (イ) マスクは着用とし、感染防止の効果が高い不織布マスクを奨励すること。
ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び息苦しさを感ずる場合は、十分な身体的距離の確保や会話をしないなどの感染防止対策をとったうえでマスクを外すように促す。

体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、十分な身体距離がとれない状況や十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

- (ウ) 教室、職員室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
(エ) 給食の際には、飛沫を飛ばさないよう座席配置を工夫し、食事中はマスクを外しての会話を行わないことを徹底する。
(オ) 出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。

(5) 心のケアについて

- ア きめ細かな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
イ SNS 悩み相談（17:00～21:00）を周知する。
ウ 感染者、濃厚接触者及びその家族の人権に寄り添うため、「コロナに負けない！みんなのねがい」等を活用した学習を行う。

2 部活動等について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動（4訂版）」、各競技

団体・文化団体のガイドライン等をふまえた活動を行う。活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。ただし、宿泊を伴う練習試合、合宿は実施しない。

- (2) マスクの着用は、体育の授業における取扱いに準じる。ただし、休憩時のマスク着用及び食事時の黙食は徹底する。
- (3) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。また、部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- (4) 県外での活動は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染症対策を徹底して実施する。
- (5) 学校関係者以外の協力は、必要最低限とする。

3 学校施設の一般開放について

感染症対策を徹底したうえで、通常通り開放する。なお、学校の全体及び一部が臨時休業中の場合は開放しない。

4 その他

感染症対策として、下記の点について指導する。

(1) 児童生徒

- ア 放課後児童クラブや学習塾、スポーツ活動、習い事等は、事業者が実施している感染症対策を遵守する。
- イ 放課後児童クラブや学習塾、スポーツ活動、習い事等への行き帰りには、マスクを着用する。なお、マスクを外す場合は、会話を行わないこととする。
- ウ 友人宅やコンビニ等での飲食、会話等は避けるよう指導する。
- エ 児童生徒・保護者に対して、国や兵庫県が作成しているワクチン接種についての動画等を参考にすよう呼びかける。

(2) 教職員

- ア 児童生徒の感染防止の観点からも、3回目のワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。
- イ 教職員の健康管理及び感染症対策を徹底し、本人及び同居家族に発熱症状や咳、喉の痛み等がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる。